

平成31年度 赤い羽根「地域福祉活動」公募助成応募要領
(平成30年度共同募金運動による平成31年度地域福祉活動事業)

1 目的

本事業は、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体、住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動に必要な事業経費を花巻市共同募金委員会(以下、「本会」という)の助成による支援を行い、住民参加の福祉コミュニティづくりを推進することを目的とする。

2 助成の条件及び事業実施年度

共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動について自ら積極的に参画・推進する団体に対して、平成31年度実施予定の福祉活動に要する経費を対象に助成する。

3 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動している花巻市内のボランティア団体・NPO団体、町内会・自治会等の任意の住民グループで、次の要件を満たしている団体。

- ① 公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
- ② 特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- ③ 定款、会則(またはそれに準じるもの)が整備されていること。
- ④ 将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。

(2) 対象経費

- ① 幼児・児童・生徒、高齢者、障がい児・者や、その他住民を対象として地域内で行う福祉活動を目的に実施する事業経費
- ② 地域で福祉活動を行う団体の活動拠点立ち上げに必要な事業経費

(3) 助成額

1団体につき1回あたり10万円を上限とし、千円単位で助成する。

応募総額は50万円を限度とする。

※平成29年度募金実績額等により平成30年度の助成金額が変わる場合がある。

(4) 助成対象期間

対象事業への助成は原則として1年間を基本とする。

※ただし、複数年実施することにより効果が期待されると審査委員会で判断した場合、3ヵ年を限度として助成する場合がある。

4 助成申請

助成金の交付を受けようとする団体は、公募助成応募書(様式1)に必要な事項を記入し、団体の事業、収支予算の状況がわかる書類(各団体の任意様式)を花巻市共同募金委員会(以下、「本会」という)に提出する。

5 助成決定

本会は助成申請書受理後、平成31年度実施事業に係る審査を行い、平成31年度共同募金配分計画を決定、この配分計画により助成が決定した団体に対し、助成事業の決定通知を行う。

なお、助成を受けた団体は、募金活動にも積極的に協力するよう努める。

6 助成金の交付

助成金の交付は、団体からの申請により行うものとし、本会から決定通知を受けた団体は速やかに「事業実施に関する誓約書(様式3)」及び「事業実施計画書(様式4)」、「助成金交付申請書(様式5)」を本会に提出する。

7 助成事業の完了報告

決定通知を受けた団体は、当該助成事業の完了後、1ヵ月以内に「完了報告書(様式7)」に添付書類を添えて本会に提出しなければならない。

8 助成決定取消し及び助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は助成決定の全部または一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還しなければならない。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- (6) その他本会の指示に従わないまたは本会が不相当と認めた場合

9 応募期間

平成30年5月1日(火)～平成30年5月18日(金)

10 応募先

岩手県共同募金会花巻市共同募金委員会（花巻市社会福祉協議会内）

〒 025-0095 花巻市石神町364番地

電話 0198-24-7222 FAX 0198-22-4283